



農業機械による公道での

接触・追突事故を防ごう!!



事故を
防止するのは
“あなた”
自身です!

～なくそう死亡事故 ふせごう負傷事故～

- ⚠ 基本動作の徹底を忘れずに!
- ⚠ 先入観にはとらわれない!
- ⚠ 危険に気付いたら速やかに改善!

リスク低減・現場改善
のヒントはこちらから
農作業事故事例サイト 検索



<http://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/anzenweb/chousadb/chousadb.html>

北海道農作業安全運動推進本部

北海道 JA北海道中央会 JA北海道信連 ホクレン JA共済連 JA北海道厚生連 北海道NOSAI
北海道農業公社 北海道農業機械工業会 北海道クボタ 中セキ北海道 ヤンマーアグリジャパン
三菱農機販売 日本ニューホランド エム・エス・ケー農業機械 北海道農機商業協同組合

北海道農作業安全運動推進本部ホームページ <https://agr-anzen.jimdo.com/>



農作業安全「MMH」運動に みんなで取り組もう

M

マナー

トラクタ等運転は、 交通ルールと運転マナーを遵守しよう

- 運転には、道路走行に必要な運転免許、作業に必要な受講証・免許を取得し、交通ルールを守り安全運転に努めましょう。
- トラクタ等農耕作業用自動車の道路走行時には、一般自動車と路上で共存を図るために、保安装備を的確に付け、道をゆする・迂回路を使う・道路使用時間帯に配慮する等、一般交通の妨げにならないよう心掛けてください。また、道を汚さない等の運転マナーも遵守しましょう。



M

マーク

点検・整備の励行と低速車マーク・ 反射テープ等を取り付けよう

- 道路運送車両法上の小型特殊自動車（トラクタ等）は、自動車検査制度（車検）の義務が免除されていますが、整備不良は重大な事故を招く恐れがあるので、自主的な点検・整備を励行しましょう。
- 一般の自動車との速度差が大きくて追突事故につながる恐れがあるので、低速車マークや反射テープ等を取り付けましょう。また、保安灯火等が正常に機能することによって後続車が早く認知できる可能性が高まります。事故が起きないように早めの点検や日々の点検などを心がけてください。



H

保険

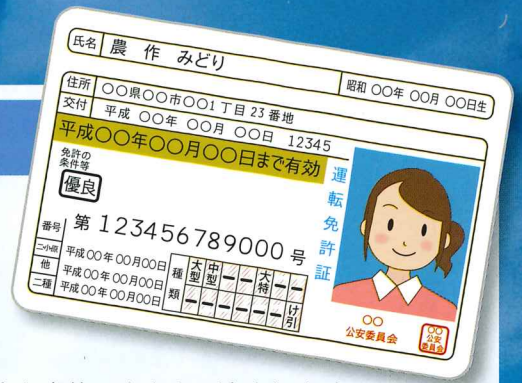
労災保険と傷害共済・自動車共済等 任意保険へ加入しよう

- 農作業事故・交通事故が発生すると、受傷した本人ばかりか農家経営全体に重大な影響を及ぼします。万一の場合に備えて道路運送車両法上の小型特殊自動車（トラクタ等）は、労災保険や共済等任意保険に加入し、安心して農業経営に当たりましょう。



知っておきたい

乗用型農耕トラクタ およびトレーラの法令区分!



- 乗用型農耕トラクタで「公道等を走行」する際に必要な運転免許は、最高速度と車体の大きさで決まります。
- 最高速度15km/h、全長4.7m、全幅1.7m、全高2.0m（安全キャブ・フレーム等により2.0mを超える場合は2.8m）を1つでも上回るもの（**作業機を装着した場合はこれも含めた大きさ**）は「大型特殊自動車免許」が必要です。
- 車両総重量が750kgを超えるトレーラをけん引する場合は、さらに「けん引免許」が必要です。
- 最高速度35km/h未満の乗用型農耕トラクタは、道路運送車両法上は小型特殊自動車に区分され、「車検・自賠責保険の対象外」となります（任意保険への加入を推奨します）。
- 乗用型農耕トラクタで「公道走行」するには、安全上の構造、装置（車体の大きさ、重量、タイヤ、ブレーキ、灯火類等）や環境面（排出ガス等）を含む各種性能等が、道路運送車両法の「保安基準に適合」していなければなりません。
- 作業機を直接装着した乗用型農耕トラクタは、保安基準緩和認定の条件等を満たした場合に限って公道走行することが可能です。公道走行に当たっては、灯火器類（前照灯、車幅灯、尾灯、後部反射器、制動灯、後退灯、方向指示器）、全幅（作業機含む）、後写鏡、安定性（安定傾斜角度）等について、充分ご確認ください。また、後方車両が気付きやすいよう、低速車マークや反射テープを取り付ける等の安全対策を徹底してください。

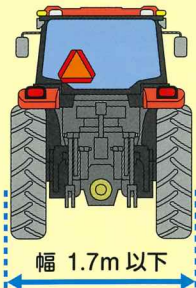
※ 該当する免許がないと「無免許運転」となり、普通免許など全ての免許が取り消されてしまいます！ 実際にも普通免許だけでは足りない場合が多いので、大型特殊、けん引など、必要な免許は必ず取得しましょう！

「公道等を走行」する際に必要な運転免許

Q どのような場合に大型特殊免許が必要なのですか？

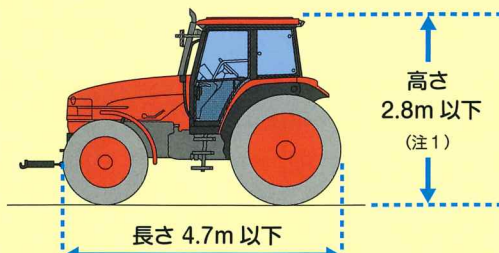
A 全長 4.7m、全幅 1.7m、全高 2.0m（作業機を含む。全高は、安全キャブ・フレーム等により2.0mを超える場合は2.8m）、最高速度 15km/hのいずれか1つでも超える場合には大型特殊免許が必要です。

作業機装着前



幅 1.7m 以下

小型特殊・普通免許で運転可能



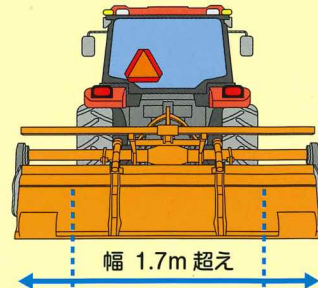
高さ
2.8m 以下
(注1)

長さ 4.7m 以下

最高速度 15km/h 以下

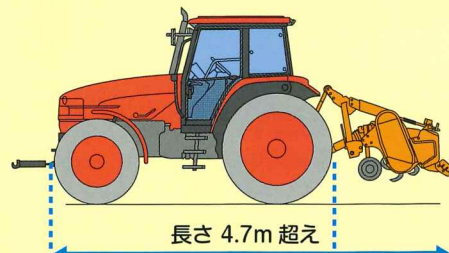
注1：安全キャブ・フレーム等により2.0mを超える場合

作業機装着後



幅 1.7m 超え

新たに大型特殊免許が必要



長さ 4.7m 超え

※ 作業機を装着した場合は、保安基準緩和認定の条件等を満たしていなければ公道走行できません。

道路交通法(警察庁)上の乗用型農耕トラクタの区分

区分	小型特殊自動車	大型特殊自動車
最高速度	15km/h 以下	
車体の大きさ (作業機装着時はこれも含む)	全長	左記の条件を1つでも満たさないもの
	全幅	
	全高	
運転免許	小型特殊自動車免許 普通自動車免許等の上位免許	大型特殊自動車免許

注1: ヘッドガード、安全キャブ、安全フレーム、その他これらに類する装置が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが2.0m以下のものは2.8m以下です。

道路運送車両法(国交省)上の乗用型農耕トラクタの区分

区分	小型特殊自動車	大型特殊自動車
最高速度	35km/h 未満	35km/h 以上
車体の大きさ (注3)	全長	制限なし
	全幅	
	全高	
車検	不要	必要
自賠償保険	不可 (任意保険加入推奨)	必要
ナンバープレート	市町村役場で交付 (注2)	運輸支局で交付
地方税 (地方税法: 総務省)	軽自動車税	固定資産税

注2: 公道走行の有無に関わらず、当該自動車を所有する場合は必要です。

注3: 自動車種別の全長、全幅、全高は、いずれの場合でも保安基準の最大寸法は満たす必要があります。

道路運送車両法(国交省)上のトレーラ(被けん引自動車)の区分

区分	小型自動車	普通自動車
車体の大きさ (注3)	全長	左記の条件を1つでも満たさないもの
	全幅	
	全高	
該当するトレーラの例	小型農用トレーラ	大型サイレージトレーラ コンバイントレーラ等
車検・自賠償保険	必要	
ナンバープレート	運輸支局で交付	
地方税 (地方税法: 総務省)	自動車税 (被けん引小型)	自動車税 (被けん引普通)
けん引免許 (道路交通法: 警察庁)	車両総重量が750kg 以下の場合は不要	

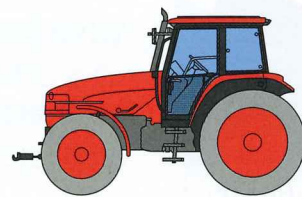
注3: 自動車種別の全長、全幅、全高は、いずれの場合でも保安基準の最大寸法は満たす必要があります。

トレーラをけん引した農耕トラクタが「公道走行」に必要な運転免許

Q 農耕トラクタでトレーラをけん引する場合、どのような運転免許が必要ですか？

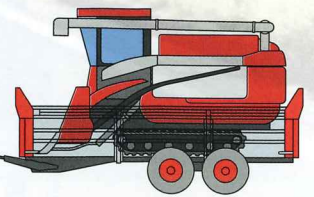
A 道路交通法上の小型特殊自動車の規格以外の農耕トラクタには「大型特殊免許」が必要です。

さらに、車両総重量が750kgを超えるトレーラをけん引する場合は、「普通免許」や「大型特殊免許」(大きさ等による)とともに、「けん引免許」も必要です。



小型特殊自動車の規格以外の農用トラクタ

大型特殊免許



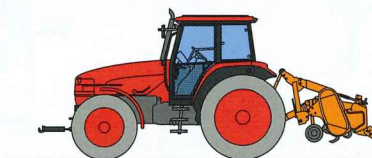
車両総重量750kgを超えるトレーラ

けん引免許

「公道走行」ができる作業機のタイプ (条件を満たした場合に限る)

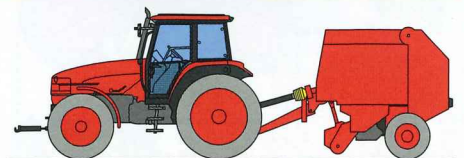
Q 作業機をけん引する場合も公道走行ができますか？

A 公道走行できるのは条件を満たした直装タイプだけです。けん引タイプは現状では公道走行ができません。



直装タイプ

条件を満たせば公道走行ができます



けん引タイプ

現状では公道走行ができません